

第 12 回政策評価審議会（第 16 回政策評価制度部会との合同）議事要旨

1. 日 時 平成 30 年 7 月 27 日(金)15 時 00 分から 16 時 20 分

2. 場 所 中央合同庁舎第 2 号館 第 1 特別会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之会長、森田朗会長代理（政策評価制度部会長）、薄井充裕委員、田中弥生委員、松浦正敬委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員、小野達也専門委員、岸本充生専門委員、堤盛人専門委員、堀田聰子専門委員

(総務省)

若生総務審議官、讃岐行政評価局長、白岩官房審議官、平野官房審議官、箕浦総務課長、佐々木企画課長、砂山政策評価課長、大槻評価監視官、海野評価監視官、柏尾客観性担保評価推進室長、楠原企画課企画官、須崎調査官、原屋上席評価監視調査官

4. 議 題

- 1 農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策評価について
- 2 行政評価局調査について
- 3 政策評価制度部会における取組状況について

5. 資 料

資料 1 農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策評価（概要）

資料 2 行政評価局調査について

資料 3 政策評価制度部会における取組状況（平成 30 年度）

参考資料 1 農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策評価（関連資料）

参考資料 2－1 「平成 30 年度行政評価等プログラム」のポイント

参考資料 2－2 平成 30 年度行政評価等プログラム

参考資料 3 平成 29 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）

参考資料 4 費用及び便益の定量化がなされている推奨事例

6. 会議経過

(1) 事務局から、農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価について、資料1に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 青森県では、クロネコヤマトとANAが組んで、首都圏や関西圏などへ迅速に付加価値の高い商品を輸送する物流や商流のプラットフォームを整備する取組を行っており、斬新である。調査の分析では、アンケート調査結果だけではなく、そうした先進的な事例なども含め総合的に分析してほしいとの意見があった。
- ・ 6次産業化の現状について、KPIの6次産業化の市場規模10兆円というのは、大規模農業者に期待しているところが大きいと思うが、小規模農業者が多い島根県では、なかなか6次産業化の取組が進んでいないとの発言があった。また、評価の観点について、実際に総合化認定事業に取り組んでいる事業者から話を聞いたところ、総合化事業計画は小規模農業者にとって、①生産、製造及び販売を一貫して行うのは困難、②認定の申請手続が煩雑、③認定の窓口は地方農政局であるが、県や市町村が絡んでおらず、情報提供に課題があるのではないかという話が聞かれたため、県や市町村を取り込んだ形でこれらへの支援を行うことが重要との意見があった。
- ・ 評価の観点について、補助金の活用の有無により利益や売上高の傾向について明らかにするだけでなく、補助金を交付した結果、具体的に農業者にどのような効果があったのかを明らかにすることが必要との意見があった。これに対し、事務局から、現状では、補助金の受給の有無と利益・売上高との傾向分析にとどまっており、個々の補助金により具体的にどのような貢献がもたらされたかは、アンケート調査では把握・分析しきれていないので、今後検討したいとの説明があった。
- ・ どの程度の規模の農業者が6次産業化政策の対象であるのかとの質問があった。これに対し、事務局から、大規模農業者の更なる発展を目指す一方、小さな拠点や集落営農の促進などの取組も行われており、農業者の規模により対象を絞った政策ではないと認識しているとの回答があった。
- ・ 支援の在り方について、販路開拓支援を国が行うには限界があり、民間企業と連携して支援を行うことが重要との意見があった。これに対し、事務局から、国は、補助金等によって見本市や試食会等への出店経費の補助など、側面の支援を行っている、民間企業との連携による支援は重要であるため、そのような観点にも留意して取りまとめ作業を進めたいとの説明があった。
- ・ KPIの設定について、6次産業化の市場規模10兆円というKPIの目標は、どのような考え方で設定されたものなのか、また、政策の効果について、平成25年度から28年度にかけての34%の市場規模増加は、政策の効果といえるのかとの質問があった。これに対し、事務局から、KPIの設定については、「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」(2013年)で示された今後の実質経済成長率

2%という数字を、2010年当時の農業・食料関連の国内生産額の約100兆円に当てはめると、2020年までに約20兆円増加するという試算になり、この20兆円の半分当たる10兆円を6次産業化で実現するという考え方で設定されたものであると承知している、また、34%の増加と政策の効果との因果関係については、様々な外部要因があることなどから、評価することは難しいとの回答があった。

- これに関連して、実質経済成長率2%自体が実現しないと目標の前提が崩れてしまう。評価の在り方として、目標値は、なんとしても達成する、又はこうやれば達成できるという数値を設定しないと、後の評価が変わってしまうのではないか。6次産業化政策で言えば、10兆円を達成しないから当該政策は失敗であって補助金を減らすという政策提言、又は目標を達成するために補助金をさらに投入すべきといった政策提言等が出てきた場合、果たしてそれらは合理的な判断といえるのか、といった疑問を持っているとの発言があった。
- 資料の表記について、資料1のP.2におけるKPIの進捗状況に係るグラフの緑色の線は、平成25年度から28年度までの平均増加量を足し上げているものであるため、「平均増加率」との表現は不適切で、「平均増加幅」が適切との指摘があった。また、KPIの進捗について、平成28年度では、他の年度より大きく市場規模が拡大しているが、これは補助金等の波及効果によりKPIの進捗が加速したなどの要因があるのではないかと、当該年度の加速度のペースであれば目標が達成されるとは考えられないかとの意見があった。これに対し、事務局から、表現を工夫するとともに、波及効果の有無の確認を行うとの説明があった。

(2) 事務局から、行政評価局調査について、資料2に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- 現地機関が具体的にどのような業務を行っているか、また、どのような者を対象に情報収集を行っているのかとの質問があった。これに対し、事務局から、行政評価局調査及び行政相談業務を実施しており、関係団体及び企業等を訪問し情報収集を行っているとの回答があった。
- 現地機関等による情報収集の状況について、多様性・包摂性のある社会の構築に関する事項としてLGBTの問題は上がってこなかったのかとの質問があった。これに対し、事務局から、大きな社会問題であり、問題意識をもって取り組みたいとの回答があった。
- 情報収集のあり方について、実際に問題が生じたものを集めるだけでなく、問題が顕在化する前に、将来起こりうる問題を洗い出す仕組みも必要との意見があった。
- 生活の安全・安心の確保に関連して、災害対応・避難は行政が行うべきもの

という認識が非常に強く、災害から身を守るのは住民自らの問題でもあることを知ってもらうためにガイドブックの作成等が必要との意見があった。また、地球環境問題が昨今の災害の大きな遠因とした上で、再生可能エネルギーの開発が重要であるとの視点が必要との意見があった。

- これに関連して、一見して土砂崩れなどの災害が起こりそうな場所に人が住んでいることがあり、災害を堤防や砂防ダムなども含めた土地利用の問題としてとらえ、テーマとして取り上げるべきとの意見があった。
- 地方組織を活用する手法は結構なことであり、視点の多様性を確保するために、民間の団体や企業の声を直接吸い上げる手法を採っていることをもっと全面に打ち出していくべきとの意見があった。また、汚染・有害物質対策について、国際的に重要なテーマとしてプラスチックと海洋汚染の関係があるが、こういった非常に重要なテーマが抜けているのは、フォアードルッキングの考え方からすれば不相当との意見があった。さらに、汚染・有害物質対策といったような大項目から個別の事案までを論理的に整理し、対外的に分かりやすく打ち出すことが必要との意見があった。
- それぞれの課題を解決していくに当たり、優先順位を付け、取り組むに当たっての考え方を明らかにすることが相当との意見があった。また、多様性・包摂性のある社会の構築に分類されている高齢者や障害者の問題は、成長の基盤構築・環境整備に分類されている人材の確保・育成の問題にも関係してくるなど、企業側の視点と個人の視点とを合わせて考えていくことも有効との意見があった。

(3) 事務局から、政策評価制度部会における取組状況について、資料3に沿って説明が行われ、その後、規制評価ワーキング・グループの田辺主査、公共事業評価ワーキング・グループの堤専門委員からそれぞれ補足説明があり、意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- 国際的な規制と国内の規制に関して、今は必ずしも直接リンクしていないが、将来国際的な規制が国内に適用される可能性があるのであれば、どのように取り組んでいくべきかとの質問があった。これに対し、規制の国際的な協調が進行しており、国際的な規制の流れと国内の規制の流れをどう連結していくかは課題だが、規制の政策評価の実施に関するガイドラインでは、国際的な技術水準に関する規制については、国際会議で専門的に議論されているので、国内法に適用するに当たっては、簡素化した評価手法で良いこととしている。一方、国際条約で決まった規制を国内法に落とし込む際に、特に企業に対して過大な投資を要求するような事項に関しては、遵守費用について、簡易な方法ではなく、きちんとした評価を行うというスタンスをとっている。国際的な規制を国内に適用するステップはスピードが早くなっているため、規制評価においても

それに対応できるよう全体的な質を向上させなければならないとの意見があった。

- ・ 公共事業に関して、委員による現地での実態把握は非常に良いと思うので、進めるべきとの意見があった。

(4) 事務局から、今後の審議日程について、説明が行われた。

以上

(文責：総務省行政評価局)